

## 高年齢者雇用状況等報告 Q & A（令和 3 年 6 月 1 日時点）

### 目次

【⑭66 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況】

Q 3 - 1 :

⑭「66 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」欄は、継続雇用制度等が就業規則に規定されていない場合に記入する項目でしょうか。

Q 3 - 2 :

⑭「66 歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」欄に記入する場合は、⑩「継続雇用制度」欄の「  制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）」又は⑫「創業支援等措置（65 歳以上における業務委託・社会貢献）」欄の「  就業支援等措置を実施していない（運用により起業支援等を実施する場合を含む）」にチェックされている場合でしょうか。

【⑭66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況】

Q3-1:

⑭「66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」欄は、継続雇用制度等が就業規則に規定されていない場合に記入する項目でしょうか。

A3-1:

⑭「66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」欄については、66歳以上まで働ける制度がまったくない場合の他、就業規則等に規定していないものの66歳以上まで雇用する慣行がある場合や、対象者を限定したうえで66歳以上まで雇用する制度を就業規則等に規定しているが、選定基準が具体的・客観的な基準ではなく個別の判断（例：会社が必要と認める者、上司の推薦がある者等）により継続就労が可能な場合に記載をしてください。

なお、⑧「定年」欄の「イ 定年なし」や⑩「継続雇用制度」欄及び⑫「創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）」欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合（年齢の規定がない場合を含みます）は、この欄は空欄のまま提出してください。

Q3-2:

⑭「66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」欄に記入する場合は、⑩「継続雇用制度」欄の「 制度として導入していない（運用により継続雇用を行う場合を含む）」又は⑫「創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）」欄の「 創業支援等措置を実施していない（運用により創業支援等を実施する場合を含む）」にチェックされている場合でしょうか。

A3-2:

定年年齢が70歳未満であり、継続雇用制度または創業支援等措置を導入している場合の上限年齢がいずれも70歳未満の場合は⑭欄に記載してください。

なお、継続雇用制度や創業支援等措置については希望者全員を対象としているか基準該当者のみ対象としているかは問いませんが、基準該当者の選定基準が具体的・客観的な基準ではなく個別の判断（例：会社が必要と認める者、上司の推薦がある者等）である場合は、⑩「継続雇用制度」欄の「→b対象」の「更に基準に該当する者を\_\_\_\_歳まで雇用」、「→（）基準に該当する者を対象（\_\_\_\_歳まで雇用）」及び⑫「創業支援等措置（65歳以上における業務委託・社会貢献）」欄の「→（）基準に該当する者を対象（\_\_\_\_歳まで就業支援）」の項目ではなく⑭「66歳以上まで働ける制度等（定年の廃止・引上げ等を除く）の状況」欄に記載してください。